

II 施設介護業

1 施設介護業について

介護保険の対象となる施設サービスは、「介護福祉サービス」「介護保険施設サービス」「介護療養施設サービス」に3分類されており、中でも前2者のサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設が介護保険の受給者数ベースで大半を占めています。このため、今回策定した職業能力評価基準は、これら介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を対象としました。

そして、介護老人福祉施設と介護老人保健施設は、設立目的も異なり、それぞれ別種のサービスを提供する施設ですが、そこで働く「スタッフの能力要件」という視点でみた場合、共通する要素が少なくないことから、両施設をまとめて「施設介護業」の職業能力評価基準として整理しました。

※「在宅介護業」の職業能力評価基準は、平成19年3月に発表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0328-2.html>

2 職業能力評価基準の策定について

(1) 検討

施設介護業の職業能力評価基準策定に当たっては、中央職業能力開発協会において、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（会長 中田 清）及び社団法人全国老人保健施設協会（会長 川合 秀治）との連携のもと、包括的職業能力評価制度整備委員会（座長 堀田 聡子：前東京大学社会科学研究所人材ビジネス研究寄付研究部門特任准教授）を設置し、検討を行いました。

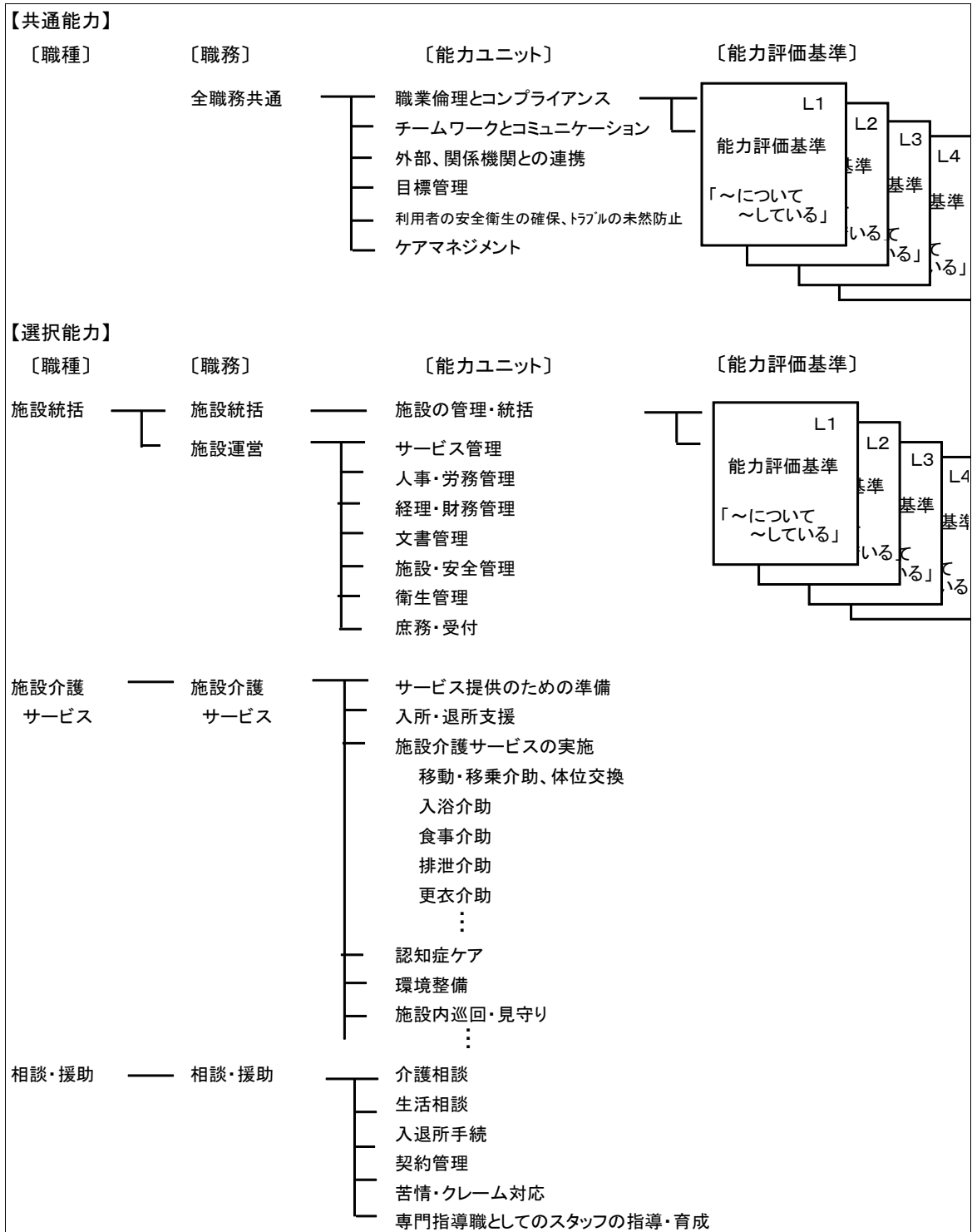
(2) 策定した職種・職務

施設介護業における主要な職種として、以下の3職種（4職務）を対象としました（図3参照）。

- 1) 介護施設における組織運営管理、サービス管理、財務管理、労務管理等の施設運営及び統括を行う「施設運営・統括」（職務：「施設統括」、「施設運営」）
- 2) 介護施設において、食事、入浴等の介護サービス、及び機能訓練やレクリエーション等を行う「施設介護サービス」（職務：「施設介護サービス」）
- 3) 介護施設利用者への相談・援助、入退所手続、家族・外部機関との連絡調整等を行う「相談・援助」（職務：「相談・援助」）

(3) 介護を必要とする高齢者が増加する中で、良質なサービスを安定的に提供していくには、介護サービスの担い手となる人材を十分に確保するだけでなく、これら職員の意欲と能力を高め、定着・育成を図ることが大きな課題となっています。さらに、施設介護の場合には、一般に、早番や遅番、夜勤、宿直等の勤務があるなど、施設特有の労務管理上の課題も存在しています。このため、職業能力評価基準は、上記のことを踏まえて策定されました。

図3 施設介護業の職業能力評価基準の全体構成



3 レベルの設定

職業能力評価基準は、担当者に必要とされる能力水準（レベル1）から組織・部門の責任者に必要とされる能力水準（レベル4）まで4つのレベルを設定しています。

職業能力評価基準全体に共通するレベル区分の考え方に沿いながら、より具体的にイメージできるよう、施設介護業におけるレベル区分の目安を設定しました（図4参照）。

図4 施設介護業のレベル区分の目安

| レベル区分 | 施設運営・統括 | 施設介護サービス | 相談・援助 |
|-------|---|--|--|
| レベル4 | 〈統括責任者〉 ●管理統括者またはそれに準じる立場で、施設の運営方針を定め、広範かつ統合的な判断および意思決定を行いながら施設を統括する | <スーパーバイザー> ●ケアスタッフの教育・指導専門職として、ケアのスーパーバイズによるスキル指導やOJT、研修講師、カウンセリング等を行う | <スーパーバイザー> ●相談・援助スタッフの教育・指導専門職として、下位者のスーパーバイズによるスキル指導やOJT、研修講師、カウンセリング等を行う |
| レベル3 | 〈上級スタッフ〉 ●グループやチームのリーダーとして、上位方針を踏まえて、施設の管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行う | <上級スタッフ〉 ●幅広い実務知識と経験を有し、難易度が極めて高いケースにも的確に対応する ●他者の模範となり、新人や後輩を指導する緊急時の対応を適切に行う | <上級スタッフ〉 ●幅広い実務知識と経験を有し、複雑で難易度が高いケースについても相談・援助を行うほか、クレーム、トラブルなど突発・緊急事態にも適切に対応する ●他者の模範となり、新人や後輩を指導する |
| レベル2 | 〈中級スタッフ〉 ●グループやチームの中心メンバーとして、創意工夫を凝らし、自主的な判断、改善、提案を行いながら、業務を遂行する | <中級スタッフ〉 ●基礎的な実務知識、技能を個別ケースに応用し、状況に即して的確な介護サービスを実施する | <中級スタッフ〉 ●基礎的な実務知識を個別ケースに応用し、利用者・家族に対する相談・援助サービスの提供や、関係機関との連絡調整等を適切に遂行する |
| レベル1 | 〈初級スタッフ〉 ●実務担当者として、上司の指示・助言を受けながら、担当する基本的な業務を、確実に遂行する | <初級スタッフ〉 ●基礎的な実務知識、技能を有し、基本的な介護サービスを決められた手順で実施する | <初級スタッフ〉 ●基礎的な実務知識、技能を有し、上司の指導・助言のもと、利用者・家族に対する相談援助サービスや、関係機関との連絡調整等を担当する |

(注) 上表はそれぞれの職種における能力の発展段階を4段階で示したものであり、たとえ同一レベルに位置づけられている場合であっても、施設内での職位や職責、賃金処遇等は同一とは限らない。(例: 統括責任者とスーパーバイザーはいずれも「レベル4」に位置づけられているが、施設内での職位や職責、賃金処遇等は必ずしも同一ではない。)

4 施設介護業の職業能力評価基準の例

| レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
|---|---|--|------|
| ユニット番号44S065L22 | | | |
| 選択 能力ユニット | 能力ユニット名 | 介護相談 | |
| | 概 要 | 利用者・家族への介護相談等を的確に遂行する能力 | |
| 共通 | | | |
| 能力細目 | 職務遂行のための基準 | | |
| ①基本情報の把握 | ○利用者一人ひとりの介護・医療ニーズについて、詳細を把握している。 | | |
| | ○利用者のケアプランや介護経過記録の内容を詳しく把握している。 | | |
| ②相談援助 | ○利用者や家族とコミュニケーションをとり、一人ひとりの価値観や基本的なものの考え方について、理解している。 | | |
| | ○入所希望者の家庭訪問等を通じて、必要な情報を分かりやすく提供し、施設に入所すべきか他サービスを利用すべきかについて、適切に相談援助を行っている。 | | |
| ○利用者の意向を聴き取り、入居を継続するか在宅サービスに移行するかなど、介護ニーズに即して的確な相談援助を行っている。 | | | |
| ○利用者の退所に際して、専門的立場から家族の相談に応じ、退所後の介護に関する助言や在宅介護の際のケアマネジャーの紹介など、必要な支援や情報提供を行っている。 | | | |
| ○利用者の状況を正確に把握し、自立支援の観点からの的確な相談・援助を行っている。 | | | |
| ○利用者の状況を注意深く観察し、必要に応じてプランの練り直し等を提案している。 | | | |
| ○施設の提供する介護サービスについて、利用者や家族からの質問・疑問に的確に回答している。 | | | |
| ○介護相談を行ううえで、プライバシーや守秘義務など職務遂行上の倫理を必ず守っている。 | | | |
| 施設運営・統括 | | | |
| 施設介護サービス | | | |
| 相談・援助 | | | |
| ●必要な知識 | | | |
| 1. 介護保険法の知識 ・介護保険法の財源構成と保険料負担の概要 ・代表的なサービスの種類と内容 ・介護保険の範囲内で行えるサービス、制約 | | 4. 介護職の倫理と職務 5. サービス実施の手順、留意点についての知識 6. モニタリングの意義、方法についての知識 7. 各種カンファレンスの意義、方法についての知識 8. 観察・記録の意義と技術についての知識 9. ケアワークにおけるソーシャルワークについての知識 | |
| 2. その他の制度・施策の知識 ・生活保護 ・地域福祉施策 ・高齢者虐待防止法、権利擁護制度等の制度・施策 ・介護支援専門員等の関連資格・制度 | | 10. 障害と疾病についての知識 11. 認知症に関する知識 12. 医療と看護についての知識 13. 生活支援の理念 | |
| 3. ケアマネジメントに関する知識 | | | |